

## サービス統計研究会（第3回）結果概要

- 1 日 時 平成 17 年 10 月 27 日（木）10：00～
- 2 場 所 総務省統計局 6階特別会議室
- 3 議 題
  - (1) 統計の範囲について
  - (2) その他
- 4 出席者  
竹内座長、引頭委員、清水委員、菅委員、舟岡委員、内閣府、経済産業省、東京都、統計センター、統計調査部長、調査企画課長、経済統計課長、事業所・企業統計室長
- 5 結果概要  
事務局から、前回の研究会の結果概要について説明が行なわれた後、前回到引き続き、統計の範囲について、産業分野ごとに、討議が行われた。  
その主な内容については、以下のとおり。

### G 電気・ガス・熱供給・水道業

第三次産業全体をカバーする方向で検討すべき。調査対象にはしなくても、後にデータを組み入れて表章できるようにすることが必要。

第三次産業は、第一次・第二次産業以外の種々雑多な業種の集まりで、「公務」や「金融・保険業」なども含まれており、そのようなものを一次統計として包括的に表章することにどのような意義があるか。

統計が空白となる業種が生ずることは避けるべきであり、未整備な分野を幅広く取り上げるという視点ではないか。ただし、公務、宗教、帰属家賃などは除いて良い。

「電気業」については、発電は工業的な側面がある一方で、送電はサービス業的な側面を有している。

ユーザーの視点からは、現在の第三次産業分野の統計はバラバラで産業規模も不明確。ぜひ概念整理を行って欲しい。

「電気・ガス・熱供給・水道業」には製造原価という概念があるのに対し、他のサービス業には無く（商業の場合は仕入れ額、その他は売上原価）そこまで概念調整をするのは大変。

政府統計のあり方として、概念整理を行うのをあきらめず、第三次産業指数のような代表指数の作成にふさわしい調査設計を考えるべき。

「電気・ガス・熱供給・水道業」については、統計の範囲としては議論の余地はあるが、調査対象に含める必要はないと整理。

## H 情報通信業

「通信業」、「放送業」、「インターネット付随サービス業」などは、融合が進む分野であり、「事業所」の概念が難しい。面会するにもセキュリティが厳しい。

経済産業省では、現在、「インターネット付随サービス業」及び「映像・音声・文字情報制作業」についても、特定サービス産業動態統計調査と同実態調査の調査対象に追加する方向で検討。

「特定サービス産業動態統計調査」の母集団情報が、業界名簿等のままであれば、正確な実態の把握は困難。特に、「インターネット付随サービス業」は、2つの省が互いにけん制し、その範囲もわからなかった分野。

仮に、複数の統計調査で一つの産業分野をカバーする場合、各調査でカバーする業種の間空白となる部分や重複する部分が生じないようにすることが不可欠。特定サービス産業動態統計調査で本当にカバーできるか疑問。

各統計調査において、企業単位か事業所単位かを始め、概念や母集団が共通か否か注意することが必要。

SNA上必要なデータとして、「出版・印刷」は、できれば毎年把握して欲しい。

四半期ベースでは、法人企業統計調査により把握されているため、新たな動態統計では月次で調査することに意味がある。

母集団、調査方法など、特定サービス産業動態統計調査との関係については両省間で、また、「放送業」及び「通信業」についても関係部局との間で調整を行って欲しい。

## I 運輸業

運輸業のようなネットワーク型産業の場合、切符購入とサービス享受の場所が異なるなどの状況があり、企業単位で把握した売上高等をどのようにして地域ごとに配分し、地域別に表章するかが問題。

地域の配分方法は、例えば、航空機では路線の長さや発着の場所、鉄道では輸送距離。一方、タクシーなどは地域ごとに営業しており、事情は異なる。

この動態統計の目的が付加価値の月次動向の把握であることにかんがみ、これと密接な雇用動向に着目すれば、地域別従業者数で按分する方法も考えられる。

雇用動向の把握と付加価値の把握は別の問題であり、資本サービスを含めた付加価値指標をどう捉えるか、ということが大事。

資本投下とそれによるサービスの享受の関係には、難しい点がある。

地域別表章には困難な問題があり、すぐに結論は出せないが、可能な部分は地域別に表章するのが良い。

国土交通省には、紙媒体の業務記録があるが、特に要望が無ければ統計化されない模様。

#### J 卸売・小売業

商業動態統計調査で対象外の「代理商、仲立業」については、規模的にもさほど大きくなく、その取扱いは同調査の方の問題。当産業は、基本的に同調査でカバーされており、本調査では、卸売・小売業を対象外とする。

#### K 金融・保険業

金融・保険業については、経理概念も異質であり、「法人企業統計調査」の調査対象となる予定でもあることから、対象外とする。

#### L 不動産業

帰属家賃については、対象外とする。

個人の貸家・貸間業については、母集団の捕捉が難しいこともあり、対象外とする方が得策と考えられるが、企業が営む部分については対象とすべき。

#### M 飲食店，宿泊業

経済産業省では、当分野を商業統計調査の対象に復活させる意向はない。

データが不足している分野であり、国際的にも一つの分野と整理されていることから、遊興飲食店も含め、原則として、すべての業種を対象とすることが必要。

宿泊業については、国土交通省で平成 18 年度から調査する計画と聞いており、その内容を事務局において確認して欲しい。

ホテルにおいては、宿泊に限らず、結婚式、会議等のイベントやレストランも営んでおり、飲食店の調査と切り離さない方が良いのではないかと。

#### N 医療，福祉

医療関係の経営動向については、小規模標本による 2 年ごとの統計調査（医療経済実態調査）がある程度で、月次又は四半期ベースの統計調査はない。

活発な活動が行われている介護サービスのような分野もあるが、これらのうち、保険対象外の活動がどの程度把握されているのか。

本調査の目的に合致する統計があるのか、未整備なのか、今後整備する予定があるのか、事務局において厚生労働省に確認して欲しい。

#### O 教育，学習支援業

「学校教育」を月次ベースで把握することは、意味が薄い。

「その他の教育，学習支援業」については、個人経営の捕捉が難しいこともあり、その地域差にみられるように、母集団を法人に絞り込む方が良いのではないかと。

個人経営の占めるウェイトが大きいことを踏まえると、法人企業のみで代表性を持たせるのはどうか。

少なくとも、税申告を行っているようなものは把握すべき。

次回研究会に向けて

次回の研究会は、12月16日（金）に開催。

次回は、事務局における確認事項の報告とともに、統計の範囲（「Q 複合サービス事業」、「Q サービス業（他に分類されないもの）」）などを議論。